（公社）神奈川労務安全衛生協会平塚支部　事務局

# 事務局便り

２０２０年１０月号

新米事務局長、初の事務局便りです。つい先日までは、半そで姿でしたが急に上着が欲しくなる季節になりました。

コロナー色で自粛の嵐、いつの間にか自らの行動にブレーキかけて萎縮していく、もっと自然に暮らしたいと思うこの頃ですが、皆さま如何お過ごしでしょうか。

# 平塚地域産業保健センター　～地域産業保健事業～

**地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひご活用ください。**

## 小規模事業場向けサービスの内容

◇労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
◇健康診断の結果についての医師からの意見聴取
◇長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
◇個別訪問による産業保健指導の実施

## 支援はすべて無料です！

**詳しくは、ホームページをご覧下さい。**
**（http://www.kanagawas.johas.go.jp/）**


**独立行政法人　労働者健康安全機構**
**平塚地域産業保健センター**
**〒254-0082　平塚市東豊田４４８－３　平塚市医師会内**
**Tel　0463-52-0355　Fax　0463-52-0356**
**神奈川産業保健総合支援センター**
**〒221-0835　横浜市神奈川区鶴屋町３－２９－１　第６安田ビル３階**
**Tel　045-410-1160　Fax　045-410-1161**


## 10～12 月の講習会予定

| | |
|---|---|
| 10 月 15 日（木） | 各種届出マニュアル説明会 |
| 10 月 21・31（水・土） | フォークリフト技能講習 |
| 10 月 27 日（火） | 粉じん特別教育 |
| 11 月 5・8 日（木・日） | ガス溶接技能講習 |
| 11 月　6 日（金） | 安全管理者選任時研修 |
| 11 月 10・11・15（火・水・日） | 玉掛技能講習 |
| 11 月 19 日（金） | フルハーネス型安全帯特別教育 |
| 11 月 26・27（木・金） | 職長教育 |
| 12 月　1 日（火） | フルハーネス型安全帯特別教育 |
| 12 月 1・2 日　（火・水） | 有機溶剤作業主任者技能講習（共催） |
| 12 月 9・10 日（水・木） | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（共催） |
| 12 月 15 日（火） | 危険予知訓練（ＫＹＴ）入門 |
| 12 月 18 日（金） | 職長能力向上教育 |

・・・・・法改正等に基づく講習会の追加実施について・・・・・

## 「製造業における職長等に対する能力向上教育」を新たに始めます！

製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割が非常に重要であることから、職長就任時に加えて定期（概ね 5 年ごと）に能力向上教育をすべきものとされています。

※厚生労働省労働基準局長基発 0331 第 7 号
公布日：令和 2 年 3 月 31 日

令和 2 年 12 月 18 日より「職長能力向上教育」を順次追加計画しますので
災害防止のキーパーソンであるベテラン職長の受講をお願いします。

令和 3 年 4 月 1 日より適用されます。

## 「溶接ヒューム」が特定化学物質に！

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム 」は これまで「粉じん」として健康障害防止対策を講じてきましたが、今般、溶接ヒュームに含まれる 化学物質 について労働者への健康障害のリスクが高いと認められたことから、粉じん対策に加え、特定化学物質に追加し、ばく露防止措置などの必要な対策を講じていただくために、政令と厚生労働省令が改正されました。

これにより、**「特定化学物質等作業主任者の選任」**や**「特殊健康診断及び作業環境測定の実施」**の実施が義務付けられることとなりました 。

| | |
|---|---|
| 令和３年<br>４月１日～ | ○　作業主任者技能講習修了者が不在又は不足する場合は、年度内に修了者の増員<br>◎　継続的に金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場について、個人サンプラーによる空気中の溶接ヒューム濃度の測定（年度内に）<br>◎　金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対する健康診断の実施（以降年２回）<br>○　上記濃度測定の結果に応じた換気装置等の準備及び呼吸用保護具の準備 |
| 令和４年<br>４月１日～ | ◎　作業主任者技能講習修了者の中から作業主任者を選任<br>◎　作業場内の溶接ヒューム濃度に応じた換気<br>◎　金属アーク溶接等作業に従事する労働者に呼吸用保護具を着用させる（粉じんにかかる呼吸用保護具は従前より着用させる義務があります） |
| 上記のうち◎は法定の義務、○は準備事項を示します。 | |

令和 2 年 2 月 2･3 日に「特化」講習会を追加開催します。

# 新米事務局長のひとりごと・・

今の正直な気持ちは?と聞かれたら・・「こんなはずじゃなかった！」
今年の明け早々、仕事始めの日に廣澤さんから労安協へお誘いの電話がありました。定年嘱託となり２年を経て責任も達成目標もなく、ただ経験と知識があればそれなりに仕事は回る。そんな日々にそれで良いの？良いのだと自問していたところへの電話です。ついつい、廣澤さんの甘いお誘い（罠）に乗ってしまい、6月より事務局長を引受け、早４カ月が過ぎようとしています。

廣澤さんが入院中であったことから、右左どころか上下も分からないままスタートを切り、今は退院された廣澤さんのアドバイス、そして事務局の辻さん・大塚さんに支えられて何とか仕事をこなしている日々です。

神奈川労務安全衛生協会の本部も各支部も、コロナの大きな渦に巻き込まれました。４～6月の講習会、6月：安全大会、７月：地区会、９月：衛生大会、などイベントが軒並み中止。そしてその影響での収益悪化。今は収益改善の対応に追われ、次年度の見通しも検討せねば、併せて本部・他支部と連携強化しなければこの渦は乗りきれない等々・・・課題山積状態。
私が知っていたのは、平塚支部だけのそれも限られた範囲だったことを痛感し、当初のイメージとは全く異なる現状に「こんなはずじゃなかった！」です。

「置かれたところで咲きなさい。」私の好きな言葉の一つです。
どのような環境に置かれても、その場所その場所で咲くことが出来るよう対応していくことの大切さを現わしている言葉だと思います。
今、私は神奈川労務安全衛生協会平塚支部に籍を置きました。確かに「こんなはずじゃなかった！」なのです。でも、何時か小さな花でも咲かせることが出来ればと思っています。
どうか、こんな私を枯らさないよう皆様よりの水やり（お酒ではありません）や肥料（つまみでもありません）をお待ちしてます。(笑)

皆様のご協力をこれまで以上にお願いします。
・ご連絡です。廣澤さんとアドバイザー契約結びました。

深堀